

平成23年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成23年12月6日(火曜日)午前10時28分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

欠席議員

3番 山本文雄君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	大塚隆君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	島田昌男君	教育部長	仲川文男君
総務部長	山口勝徑君	水道事務所長	川尻芳弘君
市民部長	川島祐司君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	竹村篤君		
環境経済部長	吉藤稔君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第5号

- 日程第 1 議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」
- 日程第 3 議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び
処分に関する条例の制定について
議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）
議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 4 号）
議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 休会について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 7 6 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第 2 請願第 1 0 号 請願書「中学 3 年生以下の医療費の無料化に関する請願について」
- 日程第 3 議案第 7 7 号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第 7 4 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 7 5 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び
処分に関する条例の制定について
議案第 7 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 7 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2
号）
議案第 8 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 8 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 4 号）
議案第 8 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 8 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 休会について

開 議 午前 1 0 時 2 8 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、3番 山本文雄議員より、所用による欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

諸般の報告を行います。

議案第84号 かすみがうら市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、本日、議案質疑後、総務委員会に付託する予定でありましたが、昨日、提案者において、その改正内容について、再度、確認すべき点があるとの申し出がありました。

このため、先ほど議会運営委員会で検討いただいた結果、本日予定した当該議案に対する議案質疑は12月22日に実施することとし、あわせて委員会付託を省略して審議することに決定しましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第1、議案第76号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第76号に対する質疑を終結いたします。

次いで、委員会付託について、お諮りいたします。

本案は、議長を除く議員15名の委員をもって構成する医療福祉費の単独助成制度を検証するために特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

それでは、ただちに増築棟2階第5会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

休憩中に医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会におきまして、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会、委員長に10番 鈴木良道君、副委員長に13番 藤井裕一君、以上のとおり選出されましたので、ご報告いたします。

日程第 2 請願第 10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」

○議長（小座野定信君）

日程第2、請願第10号 請願書「中学3年生以下の医療費の無料化に関する請願について」を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第10号につきましては、会議規則第134条第2項の規定により、医療福祉費の単独助成制度を検証するための特別委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第 77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

基本水量をこれまで10立方メートル、そして基本料金を2,079円にしたものを、基本水量をゼロにして基本料金を従来の半分、約1,050円ということになりますが、それに基づいて1立方メートルごとに料金を加えていく従量制に移行したというものに思われますが、その確認。

それから資料提供がもう既に、きょう、今、出されましたので、これについては後で資料を見て具体的に質問をしたいと思っております。きょうはこの件だけを確認して、77号の質疑を終わります。

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

当初、現行料金としまして、佐藤議員が言うようにゼロから使用量10立方メートルまでは2,079円ということでございました。今回の改正案につきましては、使用量の少ない世帯へ配慮すべきというようなことで経過はございますけれども、提案といたしましては佐藤議員の言うど

おりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私からは、まず基本料金がおおむね半分ということなんですが、この根拠をお伺いしたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

資料の水道料金改定に伴う水道収益予測ということで、本来、当初市長のほうから指示がございました使用水量の少ない世帯への配慮ということで、当初市長のほうに土浦市の料金との比較で格差があるよというようなことで、一番最初に審議いたしておりましたのは、改正案、前回というようなことで、基本料金ゼロ立方メートル525円の案で審議をさせていただきました。

その中で、第1回目の水道審議会の中、並びに議会の特別委員会の中でも、土浦市と水道環境が違うのだから、土浦市と比較するのはおかしいよと。ただし、使用水量の少ない世帯へ配慮するのはある程度理解できるというようなことで、1,050円という今回の提案にさせていただきましたけれども、古橋議員の基本料金の考え方でございますけれども、私も基本料金の考え方は非常に難しいと理解しております。

なぜかと言いますと、今まで水道事務所並びに旧千代田村、旧出島村から水道管の設備等を順次してきたわけでございます。その設備した部分に加入するといった目的が基本料金なのかなという理解もしておりますけれども、当初から来まして既に水道普及率も90%を超えた中で、もうある程度みんなが水道を手に入れることができるようになった段階で、もともと基本料金が2,000円だったものが1,050円となるのも、90%になった段階ではよいのかなというふうには理解いたしました。

基本料金というのはそういった設備した部分に加入するといった目的が大きいのかなというふうには理解しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

今の答弁ですけれども、根拠らしい根拠は特段ないように聞こえたんですけれども、そういうところが今回の改正の根拠なのかなと理解したいと思います。

それでさらにお伺いしたいんですが、なぜ営業用は値下げにならないんですか。ふだんでも3

倍以上の基本料金なのですが、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

営業用につきましては、今回、初めから一般用ということで、営業用のほうに関しましては水道料金の改定を考えていませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

私も一般質問の中で、特に法人を設立している方は法人税を納めているんですから、ちょっと公平さが欠けてくるのかなと思う次第なんですよ。

上稲吉地区、特に赤水がひどいです。私も上稲吉に、今、住んでおりますけれども、白いガーゼ類とか真っ赤になってしまうこともよくあるんですけれども、このあたりの整備、特にひいては千代田地区は、霞ヶ浦地区に比べると水道管の年数も古く、今後そういったものも順次整備していかなければならないんですが、そういうところはちゃんとこの料金改定をされても賄えるのか、計画をしっかりと組み立てられているのか、ご答弁いただきたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

古橋議員のご質問にお答えいたします。

大変上稲吉地区の皆様に対しましては、年に数回、並びにコボコボではありますけれども、赤水等で不便をきたしまして申しわけございません。

赤水対策につきましては、特別委員会の中でも説明はしておりますけれども、今、旧千代田地区において1日の水の使用量等が、非常に使う量と、実際井戸と県から買っている水の量で、大変1日の最大配水量でいくとぎりぎりのときもあります。そういったことで、旧霞ヶ浦地区から旧千代田地区へ水を送ることも検討しております。その中であわせて送ることによって、上稲吉地区、現在下稲吉第2浄水場から水は行っていませんけれども、そちらから水を送ることによって、赤水対策をしていきたいというようなことで、計画をしております。

将来的に水道事務所で一番心配していることは、県からの取水費が増になることによって、要は仕入れ金額が上がりますので、料金に影響してくることを一番心配しております。その点についてでございますけれども、先日市長のほうからちょっと説明があったと思うんですけれども、本来であれば水道事務所といたしましては、今現在、茨城県中央から日量1,400トンの水を仕入れてございますけれども、本来であれば事業認可状は平成19年から日量3,700トンの水を仕入れる事業認可状になってございました。ただし、その時点で諸先輩たちが努力しまして、県との折衝の中で、水はその当時1,400トンしか要らないので、認可状は3,700トンなんだけれども、もっと送らせてくれというようなことの努力があったと思います。したがって、現在も日量

1,400トンの水しか仕入れてございません。

ただ、今回資料提出した経営予測でいきますと、一応将来的に1,400トンから2,400トン、2,400トンから3,700トンと3年ごとの更新になっておりますので、一番厳しい3年ごとの数字で数字を入れさせてもらいました。ただし、平成25年度から2,400トンの水を仕入れることになってございますけれども、これにつきましては先ほど答弁したように、旧千代田地区で水がぎりぎりの状態。もう一つは上稲吉の赤水対策のために旧霞ヶ浦地区から水を送りたいというようなことで、1,400トンから2,400トンに水をふやすことはいたしかたないのかなとは理解しております。

ただし、2,400トンから3,700トンにふやす理由が、今現在見当たりません。1つ見当たるとすれば、佐藤議員のほうからいつもご質問いただいている暫定の井戸水のほうが、許可が切れてしまって井戸をくめなくなっちゃうんじゃないのかという話もございますけれども、かすみがうら市の水需要は、今の段階で3,700トンにふやす理由がないので、その時点でかすみがうら市の水需要を検討しながら、3,700トンがもし必要であれば、当然水を売る収益もふえる話でありますし、単に水を買うというのではなくて、ふやさなければ経営予測上成り立っていけないというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

5番 古橋智樹君。

○5番（古橋智樹君）

使用の水量がふえるような計画でお考えのようですけれども、有収率ですね。もっと効率よくするというご計画もあるように書類で見ましたけれども、いまだその原因が定められておりませんし、数値も上がってないと私はとらえています。そういう中で上がるということは、単純にそれが比例して有収率が、逆に水量がふえれば、単純に考えれば有収率も下がるのかなと思う次第なんですよね。

そういった点も改善の形を示さないのに、私はここでこれだけ思い切って下げるとするのは、いかななものかなと思う次第です。営業用もできれば30立方メートルという単位を小分けにしていきたいとは、私は思う次第でございます。

以上で、終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑ありますか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

水道料金の値下げのことで、質問をいたします。

現在も、もう県西用水がいっぱいで、さらに馬立から出ている上稲吉の赤水対策については全面的に改修していくわけでありまして。そうなるのとたくさんの費用がかかるし、県中央用水からの水は割高になってまいります。土浦市は非常に安い水を利用していますから、これは土浦と比較は、私はならないかなと思っているんですよ。

そういうことで、今度は災害を機会に中央用水を千代田地区のほうにもジョイントするわけがあります。したがって、一般財源から9,000万円切り詰めたわけでありまして、相当の費用が

加算になってまいります。

地下水で、今、賄っていますけれども、地下水の制限はもういっぱいでありまして、1つの井戸だけが、今、修理をしているわけでありましてけれども、それでも水は足りないということになりますと、中央用水は県西用水よりもずっと高いわけですから、県西用水が安くなったとしても、これは値上げをせざるを得ないところに、安くする。安くすれば住民は喜ぶかもしれませんが、そればかりではないかと思うんです。そこらのところはどうか考えているのか。無理に市長が公約だから安くするのではなくて、どうしても上がるものは上げなくちゃならないのではないかと考えていますので、そこら辺のところをお願いします。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

山内議員のご質問にお答えいたします。

先ほど古橋議員にお答えしたものと重複するかもしれませんが、上稲吉の赤水対策につきましては、旧霞ヶ浦町で契約している茨城中央のほうからの水を送る必要があると。なぜかといいますと、今、旧千代田地区で使っている水と買っている水、井戸の水と合わせますとぎりぎりの日があるというようなことで、将来的に茨城中央から仕入れている水を旧千代田町のほうに送るといふ必要があると、1,400トンから2,400トンに送る必要性はあると思うんですけれども、その後のふやすははっきりとした理由というものがなくて、その辺については今後とも必要があるまで、受水費の増というものはしていかないように努力していきたいと思っています。

それから、水道料金の改定の中で、第1回目の水道審議会のときには、1回目の資料につきましては、一般会計からの補助金につきましては平成22年度は9,000万円いただいております。平成23年度は5,000万円でございます。その中で、1回目の審議会の資料の中には、一般会計からの補助金につきましては、いわゆる高料金対策分といひまして、交付税で措置される金額分だけを補助金の金額として説明いたしました。たしか二千何百万だと思います。

そういった中で、土浦市と環境が違うのだから土浦市と比較するのはおかしい、並びに一般会計から料金が下がった改定になった部分については、一般会計のほうから補助金をいただくように要望しなさいと、そういった意見をもらった中で、今回、市長と協議しまして、受け入れていただきまして、第2回目の審議会にかけたわけでございます。

したがって、当然、災害に対する設備投資等も必要になってお金等もかかってくるわけでございますけれども、何分ともその県からの受水費がふえない限りはやっていけると考えております。

○議長（小座野定信君）

ほかに、質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第77号に対する質疑を終結いたします。

次いで委員会付託についてお諮りいたします。

本案については、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会へ付託したいと思

いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号までの9件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

お手元にも通告の内容があると思いますが、まず承認第7号についてなんですけれども、災害対策費、この原資は寄附金等が充てられているようではありますが、まず、災害対策費の、災害対策備品730万2000円の内容について、説明を求めます。

同放射線測定業務委託334万7000円ですが、これは今年度分だと思いましたが、私の一般質問の際に、市長がシルバー人材センターに委託するというようなことを答弁ありましたので、おそらくそうかなと思えますが、それについて概要の説明をお願いしたいと思います。

これは質疑しようと思っていたんですけれども、資料が出されたので質疑をやめました、これは追加であります。議案の第74号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、資料そのものでは基本的に内容が明らかになりまして、今回の3カ月給料5%をカットして、合計で3カ月間2761万7000円が減額されるということです。

問題は3の職員組合との合意形成の経過の問題であります。合意形成がなされていないというふうに思います。これはかすみがうら市職員組合の11月30日に出ましたチラシなんです、「交渉は決裂、そして打ち切りへ」と、「組合無視の議案上程」とあります。給与カットの理由や根拠の説明を求めてきたが、市長は単なる職員給与が高いという思い込みや、選挙公約だから実施する必要があるなどの説明を繰り返して、交渉は平行線をたどるばかりというような形になっておりまして、合意なしに議会に上程したというふうにあります。労使合意を基本として対応すると市長は前に述べていたようではありますが、その市長の回答と矛盾していないかというチラシであります、これについて市長の見解を求めたいと思います。

それから議案第75号 東日本大震災復興まちづくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてですが、これは財源は義援金のように思われますが、それを確認したいと思います。

それから議案第78号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算の第6号であります。歳入における農林水産業費の県補助金873万9000円のうち、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業補助金というのはどういうものなのか、歳出ではどのように活用されているのか、これについて説明をお願いします。

それと、共済費が増額になっているようでありますが、そういう制度の変更があったのか。

それから歳出で、寄附金が2200万円。これは訂正がありまして2000万円が2200万円ですね。2200万のうち、1000万はいわゆるまちづくりの基金の運用に充てるというようになっておりますが、残りの1200万はどのように充てたのか、これについてお答え願います。

同じく歳出で、農業振興費で、農協営農指導体制整備事業費補助金1000万。これも答弁が一般質問の中でありましたが、土浦との合併に基づいて助成をするものだとは思いますが、この具体的な助成の中身についての説明を求めます。

歳出ではもう一つ、消防施設整備費についてですが、詰所の整備というのほどなのか、お答え願います。

議案第80号 平成23年度かすみがうら市下水道特別会計補正予算第4号であります。歳入歳出における受益者負担のこの受益者分担金と公共ます設置の工事の関連について、ご説明をお願いします。

議案第81号 かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算第4号ですが、放射能汚泥仮置き業務委託、これの具体的な説明を求めたいと思います。

それと議案第83号ですが、水道事業の補正です。第1号。営業費用における配水及び給水費の増額補正、これも説明の中で何か人件費、1人増員したというようなことを聞きましたが、それについて確認をしたいと思います。

以上。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午前11時13分

再 開 午前11時22分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

74号議案に対する佐藤議員のご質問ですが、合意形成がされてないのではないかと。

基本的に合意形成の後に提案するということを申しておりましたが、それはあくまでも基本的ということでありまして、5回にわたる会議、団交をやったわけではありますが、ほとんどいつも同じような話で終始しまして、これ以上続けても意味がないのではないかとということで、今回の提案に至ったわけでございます。ご理解をお願いいたしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 山口勝徑君。

○総務部長（山口勝徑君）

佐藤議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。承認第7号と議案第78号の関係でございます。

まず、承認第7号の専決の補正ということで、730万2000円の内容についての質問に、お答え申し上げます。

災害対策用備品を保管するための保管庫を19棟購入するものでございます。市内には避難所兼避難場所が19カ所ございますが、そこへ保管庫を各1棟設置いたしまして、その保管庫の中に防災のための発電機、暖房器具、扇風機等を保管し、万一の際に迅速に対応できるよう整備したいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、議案第78号の一般会計補正予算のことでございますが、この共済費でございますが、基礎年金拠出金に掛かる公的年金等の率が、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案が衆議院を通過いたしまして、現在参議院のほうに行っているわけでございます。そのことに伴いまして、対給料で現行の率1000分の36.25を1000分の48.125に、また対期末手当で現行の率1000分の29を1000分の38.5に改正になるため、対給料で1000分の11.875、また対期末手当で1000分の9.5をそれぞれ上昇することにより、その差額分2336万2000円、及びまた人事異動に伴いましての分が169万円、合計2505万2000円を増額するものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

佐藤議員さんのご質問にお答えします。

まず、補正予算の第5号で専決処分の中で、放射線測定業務委託の内容でございますけれども、これにつきましては質問の中にもありましたように、委託料としましてシルバー人材センターに業務委託をするという内容でございます。これにつきましては、歳入のほうで労働費の県補助金のほうで、緊急雇用創出事業補助金として見込んでございます。

それでシルバー人材への委託する主な概要でございますけれども、まず、全体で6名ほど予定してございまして、まず訪問測定につきましては業務委託でございますので、この申請等の受け付けに対しましては、放射線対策本部での受け付けということになりまして、次に現場のほうの測定でございますけれども、これは千代田地区につきましては対策本部、霞ヶ浦地区につきましては環境保全課でそれぞれ担当しまして、委託したそれぞれの測定員さんを3名ずつ配置しまして、申請箇所へ測定に現地に赴くという内容でございます。ただ、シルバー人材のほうに委託するわけですが、その測定業務に関しまして、当分の間職員も一緒に同伴して測定しまして、その後なれてきた段階で測定員での業務委託になります。

それと、議案の78号の中でありました、歳入での霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策補助金でございますけれども、これにつきましては、内容としましてはかすみがうら市内の畜産の団体、出島堆肥組合と申しますが、ここからの申請によりまして、畜産排せつ物、これらの効率的な処理あるいはリサイクルのための関係施設の整備ということで、具体的にはその家畜の排せつ物の処理あるいは利用施設、浄化槽処理施設ということで整備するというような内容になっておりまして、今回につきましては堆肥舎の整備、さらにはホイルローダーの購入ということでございまして、事業費が701万5000円に対しまして、県の補助金が2分の1という内容でござ

ざいます。

さらにご質問の歳出の農業振興費の中で営農指導体制整備事業補助金、これにつきましても先ほどありましたように、農協の合併に伴う補助金でございまして、その内容としましては、具体的には合併に伴います営農指導体制の整備、さらには合併に伴う経費というようなことで、2分の1を補助するというような内容でございすけれども、具体的には合併に伴います電算システム、現金出納システム、あるいはATMブース、これらの更新、さらには看板、それと事務用品等の更新、さらには広報紙として合併のお知らせ等の経費ということで、事業費としまして2000万円、これの2分の1ということで1000万を計上したものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

議案第75号についてでございますけれども、財源は義援金かということでございますが、今回計上いたしました1000万円の財源につきましては、茨城県の振興協会からの見舞金ということを充てております。

それから、議案第78号の中で歳出③でございすけれども、寄附金2200万円のうち1000万円は基金運用事業として、復興まちづくり基金積立金に充当しているが、残りの1200万はどこに充てたかという質問でございますけれども、今回の議案集の中の46ページにございす9款の消防費4目災害対策費の財源振りかえに充てております。一般財源から茨城県振興協会からの見舞金に振りかえるものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

議案78号5点目、歳出、消防施設整備費、詰所の整備はどこかについてお答えいたします。

第2分団第1部、大峰、横堀、五反田、上志筑を担当している分団であります。場所につきましては五反田に建設をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

土木部長 大川 博君。

○土木部長（大川 博君）

議案第80号の関係でございます。公共ます設置に関連しましてお答えをします。

この事業の内容につきましては、特定環境保全公共下水道維持事業における公共ます設置工事につきましては、整備終了後の認可区域内において、新たな接続申請を受け受益者分担金を納めていただき、市で公共ますを設置する内容となっております。当初においては3件の受益者分担金と、3件の新規公共ます設置工事を見込んでおり、執行が進んでございます。今回、新たに2件の設置申請が提出され、なおかつ問い合わせもいただいている状況から、今回4件分の補正をお願いするものでございます。

歳出といたしましては、4件分の工事費120万円を計上してございます。歳入としては3件分の分担金108万円を計上いたしました。1件分の分担金が少ない理由につきましては、自治会などが使用する集会施設からの設置申請でございますので、免除規定に該当することから、そのような形になってございます。

続きまして議案第81号の関係でございます。農業集落排水事業の処理場は市内で8カ所ございます。このうち3地区から出す汚泥につきましては、放射性セシウム濃度200ベクレルを超えているため、まだ処分先が決まっていない状態が続いております。このため、引き続き汚泥の仮置きのための補正をお願いするものでございます。補正額は267万8000円でございます。この内容につきましては、業務委託先としましては、かすみがうら市の建設協会のほうに委託をしている内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

水道事務所長 川尻芳弘君。

○水道事務所長（川尻芳弘君）

議案83号の佐藤議員のご質問にお答えいたします。

営業費用における配水及び給水費の増額補正266万1000円の内容につきましては、人件費の補正の内容であります。先ほど佐藤議員さんのほうから増員1名というお話がありましたが、増員1名ではなく、同じ10名です。増員はございません。

それで、ここの配水及び給水費の中で職員10名ほどいるわけですけれども、その中で6名分を計上させていただきまして、6名の中で2名の分が人事異動の関係でございます。平成23年4月及び6月の人事異動にかかる分、及び制度改正、共済掛け金、料率の改定及びこども手当等に係る内容でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

シルバー人材センターの件なんですけれども、承認第7号ですけれども、緊急雇用対策で県のほうから助成をもらうということになりますけれども、そうするとシルバー人材センターでは新たに6名を雇用するということになるのでしょうか。それについてお答え願いたいと思います。

それから、市長のほうは5回団体交渉をやったけれども、同じ繰り返しでこれ以上は意味がないということで上程に至ったというふうに言っておりますが、「職員の生活を守るべき義務を負う首長として、責任をみじんも感じられません」という、こういうチラシがあるわけです。やはり、そういう意味では組合との合意がされる努力というのが本当になされたのかということがありますが、この職員の生活給という点での観点で少し不足しているんじゃないかと思いますが、これについては生活給という観点でどれだけ認識しているのか、再度お伺いをしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。

これは議案に対する質疑ですので、個人の感情や考え方の質疑ではありません。

○8番（佐藤文雄君）

はい。じゃあ、よろしいです。それでは、それは省きます。

それと義援金を積立金、まちづくりの基金にするということですが、これは何に使おうというふうにしているのかですね。これは目的があると思うんですけども、以前、私の一般質問に、市長は太陽光の発電とか、そういうシステムに援助するというようなことをおっしゃっていましたが、何らかの目的があるのかどうか。

それと、茨城県の市町村振興協会から寄附を受けたというふうに述べたと思います。これについてですが、これの中身としては、これを公共事業に使うという意味を前に述べていますが、公共事業とは、この地方財政法32条の意味としては、予算上の用語ではなく、広く公共のために要する投資的事業という意味があるかと思うんですけども、これについてどういうふうにお考えになっているか、これについてもお答え願いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

ただいまのシルバー人材に関してのご質問でございますけれども、緊急雇用創出事業の補助金を使って新たに人材を雇用するのかなというような内容かと思っておりますけれども、この予算計上しました内容につきましては新たにではなく、やはりシルバー人材の中で、シルバー人材を活用することによって、この補助金の対象ということに考えまして計上した内容でございます。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 島田昌男君。

○市長公室長（島田昌男君）

佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の1000万円の予算計上でございますけれども、目的ということでございますが、今回は震災からの復興の推進ということで使うことで条例は制定しております。現在、使う見込みということは今のところありませんが、災害警戒本部のほうから必要な復興事業について、そういった財源に活用したいと思っております。

それから公共事業の件でございますけれども、市町村振興協会のほうからの支援金の交付規定ということの中で、被災地の復旧及び復興を目的とした交付金ということで交付されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午前11時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

環境経済部長 吉藤 稔君。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

先ほどシルバー人材の件でご答弁申し上げましたけれども、若干補足説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

議案74号ですね。

○環境経済部長（吉藤 稔君）

はい。補正第5号の専決処分の内容でございますけれども、先ほどの答弁の中で、緊急雇用対策創出事業の補助金の内容で、シルバー人材のほうで新たに雇用しないということを申し上げましたけれども、この補助の対象となるのが、かすみがうら市において、シルバー人材の職員を新たに市のほうの委託業務にあたるということで補助対象になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。なお、まだ細かい部分については私どもももうちょっと検討しながら進めていきたいと思ひますので、ご了解のほど、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第78号について質問をいたします。

農協に対する補助金の問題なんですけれども、前に霞ヶ浦が土浦と合併するときに5000万円出しているんですよ。今度はJA茨城千代田が合併するときに1000万円なんです。非常に差があるんですけれども、出してくれるのは1000万円でもいいんですけれども、もう少し、これは差別ではないかなと私は思うんですけれども、市長はどう考えますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

農協から、千代田農協の小貫組合長が見えまして、1000万円出してくださいということでありまして、満額回答したような次第でございます。

○15番（山内庄兵衛君）

わかりました。

○議長（小座野定信君）

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で各議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第7号及び議案第74号ないし議案第75号並びに議案第78号ないし議案第83号までの9件の各議案の審査につきましては、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次いでお諮りいたします。

ただいま付託いたしました案件については、万が一付託違いがある場合には、議長において処理することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 休会について

○議長（小座野定信君）

日程第 5 休会についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員会の開催及び議事整理のため、あす12月7日から12月21日までの15日間を休会にいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（小座野定信君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、12月22日午前10時から本会議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

散 会 午前11時50分